

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月27日
【報告者の氏名又は名称】	エース・インベストメント・インク (Ace Investment Inc.)
【報告者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド 気付 (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 渡邊 剛 同 十市 崇
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 6888 - 1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 戸倉 圭太 同 長田 真理子
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、エース・インベストメント・インクをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、エース取引株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

**1【公開買付けの内容】****(1)【対象者名】**

エース取引株式会社

**(2)【買付け等に係る株券等の種類】**

普通株式  
新株予約権

平成24年4月27日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

（注）対象者は、平成24年6月28日開催の株主総会において、対象者及び対象者の子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権（以下「本ストック・オプション」といいます。）の募集事項の決定を対象者の取締役会に委任することを決議しておりますが、本書提出日現在、本ストック・オプションは発行されておられません。したがって、本ストック・オプションは買付け等の対象には含まれておりません。

**(3)【公開買付期間】**

平成25年2月12日（火曜日）から平成25年3月26日（火曜日）まで（30営業日）

**2【買付け等の結果】****(1)【公開買付けの成否】**

応募株券等の総数（14,481,352株）が買付予定数の下限（11,163,899株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

**(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】**

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年3月27日に報道機関に公表いたしました。

## (3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	14,481,352 (株)	14,481,352 (株)
新株予約権証券	0	0
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ( )		
株券等預託証券 ( )		
合計	14,481,352	14,481,352
(潜在株券等の数の合計)		(0)

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	144,813
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	37,000
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	37,000
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)	167,444
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) \times 100$ )(%)	86.48

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成24年11月12日に提出した第48期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としておりますので、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成24年11月12日に提出した第48期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(20,464,052株)から、同報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(3,718,204株)を控除した株式数(16,745,848株)に係る議決権の数167,458個として計算しております。なお、本公開買付けに応募される予定のないタイガー・インベストメントが保有する本新株予約権(3,700個)の目的となる株式の数(3,700,000株)に係る議決権の数(37,000個)は、上記の計算において考慮しておりません。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。